

訪問介護

枚方市訪問介護事業者会

地域区分: **5級地**単価: **10.70**

■ 訪問介護

区分	提供時間帯	単位	A	B: A×単価 (1円未満切捨)	C: B×0.9 (1円未満切捨)	B-C	D: B×0.8 (1円未満切捨)	B-D	E: B×0.7 (1円未満切捨)	B-E
			利用料 (介護報酬 総額)	保険請求額 【9割】	利用者 負担額 【1割】	保険請求額 【8割】	利用者 負担額 【2割】	保険請求額 【7割】	利用者 負担額 【3割】	
身体0 (20分未満)	昼間	167	1,786	1,607	179	1,428	358	1,250	536	
	早朝・夜間	209	2,236	2,012	224	1,788	448	1,565	671	
	深夜	251	2,685	2,416	269	2,148	537	1,879	806	
身体1 (20分～30分)	昼間	250	2,675	2,407	268	2,140	535	1,872	803	
	早朝・夜間	313	3,349	3,014	335	2,679	670	2,344	1,005	
	深夜	375	4,012	3,610	402	3,209	803	2,808	1,204	
身体2 (30分～1時間)	昼間	396	4,237	3,813	424	3,389	848	2,965	1,272	
	早朝・夜間	495	5,296	4,766	530	4,236	1,060	3,707	1,589	
	深夜	594	6,355	5,719	636	5,084	1,271	4,448	1,907	
身体3 (1～1.5時間)	昼間	579	6,195	5,575	620	4,956	1,239	4,336	1,859	
	早朝・夜間	724	7,746	6,971	775	6,196	1,550	5,422	2,324	
	深夜	869	9,298	8,368	930	7,438	1,860	6,508	2,790	
身体4～ (身体3以降 30分増すご と)	昼間	84	898	808	90	718	180	628	270	
	早朝・夜間	105	1,123	1,010	113	898	225	786	337	
	深夜	126	1,348	1,213	135	1,078	270	943	405	
生活2 (20分～45分)	昼間	183	1,958	1,762	196	1,566	392	1,370	588	
	早朝・夜間	229	2,450	2,205	245	1,960	490	1,715	735	
	深夜	275	2,942	2,647	295	2,353	589	2,059	883	
生活3 (45分以上)	昼間	225	2,407	2,166	241	1,925	482	1,684	723	
	早朝・夜間	281	3,006	2,705	301	2,404	602	2,104	902	
	深夜	338	3,616	3,254	362	2,892	724	2,531	1,085	

注) 昼間(8:00-18:00)、早朝(6:00-8:00)、夜間(18:00-22:00)、深夜(22:00-6:00)

訪問介護

枚方市訪問介護事業者会

地域区分: **5級地**

単価: **10.70**

■ 加 算 等

加算名称	単位	A	B: A×単価 (1円未満切捨)	C: B×0.9 (1円未満切捨)	B-C	D: B×0.8 (1円未満切捨)	B-D	E: B×0.7 (1円未満切捨)	B-E
		利用料 (介護報酬 総額)	保険請求額 【9割】	利用者 負担額 【1割】	保険請求額 【8割】	利用者 負担額 【2割】	保険請求額 【7割】	利用者 負担額 【3割】	
初回加算	200	2,140	1,926	214	1,712	428	1,498	642	
緊急時訪問介護加算	100	1,070	963	107	856	214	749	321	

予防
なし

名称等	加算・減算割合
事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物の利用者、又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90/100へ減算
事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	85/100へ減算
特定事業所加算 I	基本報酬の20%を加算
特定事業所加算 II	基本報酬の10%を加算
特定事業所加算 III	基本報酬の10%を加算
特定事業所加算 IV	基本報酬の5%を加算
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数の13.7%を加算
介護職員処遇改善加算 II	所定単位数の10.0%を加算
介護職員処遇改善加算 III	所定単位数の5.5%を加算
介護職員処遇改善加算 IV	所定単位数の5.5%×0.9を加算
介護職員処遇改善加算 V	所定単位数の5.5%×0.8を加算
介護職員等特定処遇改善加算 I	所定単位数の6.3%を加算
介護職員等特定処遇改善加算 II	所定単位数の4.2%を加算
2021年9月30日までの上乗せ分(新型コロナウイルス感染症対応)	所定単位数の0.1%を加算

予防
なし